

介護予防支援費・介護予防ケアマネジメント費の加算算定について

◎川場村では、国の加算算定の要件を満たすために、以下のとおり処理・記録等を行うことを算定条件とします。

- ア 契約書を取り交わし、委託を開始すること
- イ 委託先へ利用者に係る必要な情報を提供すること
- ウ 「介護予防サービス・支援計画書等」の「地域包括支援センター意見欄」の記載があること

厚労省令和5年4月1日現在の取扱い

1. 介護予防ケアマネジメント費の初回加算…300単位 ※指定居宅介護支援、指定介護予防支援費に準ずる

- ① 新規に介護予防サービス計画を作成する利用者に対し指定介護予防支援を行った場合。
- ② 過去2か月以上、介護予防支援費または介護予防ケアマネジメント費が算定されていない場合で、介護予防サービス・支援計画書等を作成(アセスメント実施を含む。)した場合。
- ③ 要介護認定者が要支援認定を受けた場合又は事業対象者となって、介護予防ケアマネジメントを実施する場合。

例) 算定できない

1	要支援(介護予防ケアマネジメント)→要支援(介護予防支援)→要支援(介護予防ケアマネジメント) 通所サービスを毎月利用し、隔月でショートステイを利用するため、請求が月ごとに介護予防ケアマネジメント費と介護予防支援費で順番にかわる場合
2	要支援(介護予防支援)→事業対象者(介護予防ケアマネジメント) 認定有効期間が満了した翌月から、事業対象者として総合事業のサービスを利用した場合
3	事業対象者(介護予防ケアマネジメント)→要支援(介護予防支援) 事業対象者の資格を終了し、翌月から要支援者となり予防給付のサービスを利用した場合
4	要支援 → 要支援(地域包括支援センターの区域変更等で担当包括が変更) 区域変更や地域包括支援センターの新設により担当包括が変更する場合で、利用者の転居等による環境の変化はないため、新規のケアプラン作成はしないという場合。(ただし、利用者の状態により、アセスメント実施・サービス担当者会議の開催を含む、介護予防サービス・支援計画書の作成をした場合は初回加算が算定できる)
5	要支援→要支援(委託先の変更) 担当する地域包括支援センターは変わらず、委託先の居宅介護支援事業所が変わった場合

例) 算定できる

1	ケアマネジメント C → ケアマネジメント A 移行する前の2か月以上介護予防ケアマネジメントの算定がない場合
2	要支援 → 要支援(転居) 転居により、担当する地域包括支援センターが変更する場合(転居前の包括で2か月以内に算定があっても、転居先の包括で初回加算を算定できる)

2. 介護予防ケアマネジメント費の委託連携加算・・・300 単位※指定居宅介護支援、指定介護予防支援費に準ずる

委託連携加算は、地域包括支援センターが委託する利用者のケアプランについて、委託時における居宅介護支援事業所との適切な情報連携等を評価する加算で、委託を開始した日の属する月に限り算定可能です。

例) 算定できない

1	<p>ケアマネジメント A → 2か月以上介護予防ケアマネジメント費の算定なし → ケアマネジメント A</p> <p>既に、1 回目のケアマネジメント A で、委託連携加算を算定、その後、2か月以上介護予防ケアマネジメント費の算定せずに、2 回目のケアマネジメント A を開始した場合（初回加算と違い、介護予防サービス・支援計画書を作成(アセスメント実施を含む。)した場合でも、加算の対象にはなりません。）</p>
2	<p>要支援(介護予防支援) → 事業対象者(介護予防ケアマネジメント)</p> <p>認定有効期間が満了した翌月から、事業対象者として総合事業のサービスを利用した場合</p>
3	<p>事業対象者(介護予防ケアマネジメント) → 要支援(介護予防支援)</p> <p>事業対象者の資格を終了し、翌月から要支援者となり予防給付のサービスを利用した場合</p>
4	<p>要支援 → 要支援 (地域包括支援センターの区域変更等で担当包括が変更)</p> <p>区域変更や地域包括支援センターの新設により担当包括が変更する場合で、利用者の転居等による環境の変化はないため、新規のケアプラン作成はしないという場合。(ただし、利用者の状態により、アセスメント実施・サービス担当者会議の開催を含む、介護予防サービス・支援計画書の作成をした場合は委託連携加算が算定できる)</p>

例) 算定できる

1	<p>要支援→要支援(委託先の変更)</p> <p>担当する地域包括支援センターは変わらず、委託先の居宅介護支援事業所が変わった場合</p>
2	<p>要支援 → 要支援 (転居)</p> <p>転居により、担当する地域包括支援センターが変更する場合</p>
3	<p>要介護 → 要支援</p> <p>認定有効期間が満了した翌月から、要支援者として予防給付又は総合事業のサービスを利用した場合</p>
4	<p>ケアマネジメント A → ケアマネジメント C → ケアマネジメント A</p> <p>既に、1 回目のケアマネジメント A で、委託連携加算を算定、ケアマネジメント C に移行する際、契約を 1 度解除し、再度ケアマネジメント A を利用される際に、新規の契約を結んで開始した場合</p>